

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議
旅行商品造成助成金交付要領の運用についてのQ & A

2018年12月1日

<スケジュール>

Q 1. 助成対象となる旅行商品の設定時期は？

A. 今回申請を募集する「旅行商品造成助成金」は2019年4月1日以降に出発日を設定している旅行商品が対象となります。2018年3月31日までの出発分は、既存事業である「旅行商品造成促進等事業」(2017年12月1日施行)の負担金の対象となります。

Q 2. 今後の申請スケジュールは？

A. 2019年4月1日以降の出発分を、2018年12月1日以降、随時受付します。

<申請手続について>

Q 3. 手続きの概要は？

A. 次のとおり。

- ① 助成対象者⇒事務局へ 助成金交付申請書、旅行企画書、パンフ類を提出
- ② 事務局⇒助成事業者へ 助成金交付決定通知書により通知
- ③ 助成事業者⇒事務局へ 助成事業の終了後、助成事業実績報告書を提出
- ④ 事務局⇒助成事業者へ 助成金額を決定し、交付確定通知書により通知
- ⑤ 助成事業者⇒事務局へ 請求書を提出
- ⑥ 事務局⇒助成事業者へ、助成金額を入金

Q 4. 申請時の添付書類は？

A. 申請書のほか、原則として次のものを添付してください。

- ① 旅行商品企画書（様式は任意とするが、旅行の行程、料金、出発地、宿泊地等の基本情報が記載されたものであること。）
- ② 旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。なお、パンフレット等の販売促進物を作成せず、ウェブサイトのみで周知している場合は、ウェブサイトのカラー印刷を提出すること。）

Q 5. 上期（4～9月）・下期（10～3月）をまたぐ商品を設定している場合の申請方法は？

A. 上期・下期それぞれの申請、交付となります。この場合、上期分と下期分の申請書は2枚同時に提出していただいても構いません。

Q 6. 実績報告書に添付する宿泊施設別実績内訳書（様式任意）とは？

A. 様式は任意としますが、旅行者が宿泊した宿泊施設別に、延べ宿泊者数の実績が分かるものとしてください。

<旅行商品について>

Q 7. インバウンド商品についても対象か？

A. 交付要領に照らして適当であれば対象とします。

Q 8. ウェブサイトのみで販売している商品も対象か？

A. 対象とします。

Q 9. パンフレット作成費用の領収書等の書類の提出は不要か？

A. パンフレットの作成費用に対して助成する主旨ではないため、不要です。

Q 10. 他の団体から補助金・助成金等を受けている商品は対象か？

A. 対象とします。

Q 11. 助成対象となるかどうかの判断基準は？

A. 交付要領に合致していることに加え、旅行商品の新規性、周遊性、地域性、広告の効果等について総合的に判断し交付を決定します。

Q 12. 1社が申請可能な旅行商品数は？

A. 1造成事業者ごとに、上期・下期1旅行商品ずつを原則とします。同じグループ会社であっても、造成箇所・出発地が違う場合はそれぞれ申請可能です。

<助成金額について>

Q 13. 助成金額の上限額は？

A. 1旅行商品につき上期・下期ごとに以下の金額が上限となります。

200,000円（※松山市の宿泊を含み、航路およびJR路線利用加算が適用になる旅行商品で延べ宿泊者数が230人泊以上の場合）

300,000円（※松山市と広島地域の宿泊を含み、航路およびJR路線利用加算が適用になる旅行商品で延べ宿泊者数が330人泊以上の場合）

Q 14. 別表1「対象事業 松山市と広島地域（広島市・呉市・廿日市市）の宿泊を伴うもの」とは？

A. 松山市への宿泊に加え、広島市・呉市・廿日市市のいずれかでの宿泊を提供する旅行商品を指します。例えば、松山市宿泊と広島市宿泊の両方またはいずれかを選択できる旅

行商品の場合は、対象となります。

Q 15. 別表1「基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える場合」とは？

A. 瀬戸内・松山地域（松山市・広島市・呉市・廿日市市）に30人泊を超えて宿泊した合計人泊数になります。

Q 16. 必ず船とJRを使う行程でなければ航路利用およびJR路線加算は適用されないか？

A. 旅行商品のオプションとして、航路やJR路線を選択できるように設定されている旅行商品であれば、加算の対象とします。ただしパンフレット等の広告に、航路情報・JR路線情報が掲載されていることが要件となります。

Q 17. 実績報告時に送客実績が20名以下になった場合は？

A. 送客実績20名以下の旅行商品については助成金の対象外となります。

<その他>

Q 18. 「旅行商品造成助成金」の実施予定期間は？

A. 2019年度商品について実施予定ですが2020年度以降は未定です。

Q 19. この瀬戸ツー負担金の制度等の改正があった場合はどのように周知されるのか？

A. 瀬戸ツーHPに随時掲載するほか、瀬戸ツー主催の説明会の中や、説明会にご来場いただいた方（名刺をいただいた方）へのメール等によりお知らせします。

<http://setouchi-travelguide.com/jp/>

Q 20. 問合せ先、提出先、提出方法は？

A. 問合せ先・提出先：瀬戸内海汽船株式会社 営業課 渡部・井出

電話番号 082-255-3342

FAX番号 082-505-0134

メールアドレス info@setonaikaikisen.co.jp

提出方法：紙及び電子メール（電子データ）とします。